

早期診断・早期対応
を目指して

認知症初期集中支援チーム 活動開始へ

認知症になってもご本人の意思が尊重され、できるかぎり住みなれたこの地域で暮らし続けていくために、町では、認知症の方やその家族の方に関わる「認知症初期集中支援チーム」の活動を開始しています。このチームは、天栄村との共同で設置しており、鏡石町と天栄村の認知症の方々の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

認知症初期集中支援チームとは？

認知症は症状の軽いうちから適切に支援することが大切です。その早期対応を行うことを認知症初期集中支援と呼び、チームは認知症の専門医、医療や介護の専門スタッフで構成しています。

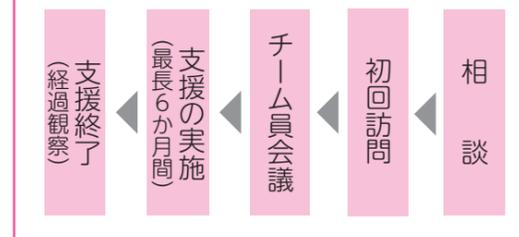
活動の流れとしては、①相談を受けた対象者宅を訪問、②チーム員会議にて対策を協議、③支援の実施（6か月間）、④支援終了（経過観察）となります。

内容としては、認知症の程度に応じて、医療機関への受診や介護サービスの利用を勧めたり、症状の原因を探り、生活環境の改善を図ったりなどの支援を行います。

活動の対象となる方

ご自宅で生活をしている認知症の方や認知症が疑われる方で、現在、医療や介護のサービスを受けていない（または中断している）方が対象となります。

認知症支援チームの活動の流れ



「日常生活に支障が出ていなくても、病院にも行っていないし介護の相談もしていない」
「認知症と診断はされたけれど治療を中断してしまった」
「認知症の症状で家族が介護や対応に困っている」
「病院に連れて行きたいのに本人が嫌がっている」
など、このようなことがありましたら、まずはご相談ください。

▼問い合わせ先
福祉こども課 ☎62-22210
地域包括支援センター ☎92-32212

○ 社会保障・税番号制度について

「社会保障・税番号（マイナンバー）制度」の本格運用に向け、全国で準備が進められています。マイナンバーとは、国民に付番された12桁の番号のことで、従来各業務ごとに付番されていた番号を統一することにより、各種手続きの添付書類（所得証明等）が必要なくなる、個人の特定に誤りが発生しなくなる等のメリットがあります。

各個人には平成27年11月に「マイナンバー通知カード」が送付さ

○ 重度心身障害者自動車燃料券について

町では、重度心身障害者に対し福祉の増進を目的として自動車燃料券による助成を始めました。なお、町重度心身障害者タクシー利用券との重複での給付は受けられません。

●対象者 身体障害者手帳1級または2級の方、療育手帳Aの方

●対象要件 ①②③いずれかに該当

①手帳所有者名義の自動車を自ら運転する場合

②手帳所有者名義の自動車を同一世帯の家族が運転する場合

れ、申請のあった方に順次マイナンバーカードが交付されています。平成29年2月から、所得税の記載が必要となりました。今年7月から情報連携の試行運用が開始され、年度内には本格運用・業務展開が予定されています。マイナンバーカードのご利用をお考えの方は、早めに申請していただくようお願いいたします。

▼問い合わせ先
税務町民課 ☎62-21112

③手帳所有者が18歳未満の者及び療育手帳所持者で同一世帯の家族名義の自動車を家族が運転する場合

●助成内容 自動車燃料券として2か月で1,000円分（最大年額6,000円分）支給する。

●指定給油所

オサダ石油株式会社 鏡石SS
根本石油株式会社 須賀川南SS
会田商店株式会社 鏡石SS

▼問い合わせ先
福祉こども課 ☎62-22210

鏡石町新規採用職員の募集

平成30年度採用の鏡石町職員（大学卒程度）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人数
大学卒程度 行政	若干名

2. 受験資格

大学卒程度は、昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）

3. 試験内容

- 第1次試験 ①教養試験 ②適性検査
- 第2次試験 個別面接等による口述試験及び小論文試験

4. 試験の期日と場所

- 第1次試験 日時 7月23日(日) 午前9時から 試験会場 福島大学
- 第2次試験 期日 9月下旬予定（第1次試験合格者のみ） 試験会場 町勤労青少年ホーム（予定）

5. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鏡石町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に赤で「大学卒程度試験申込用紙請求」と書いて、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。

(2) 受付期間

5月25日(木)から6月23日(金)まで（執務時間中に限ります）。郵便による申込書提出の場合は、必ず簡易書留とし、6月21日(木)までの消印でお送りください。

●問い合わせ先 総務課 ☎62-2111

シートベルト着用強化月間

6月1日(木)から30日(金)までの1か月間、県下一斉に「シートベルト着用強化月間」が実施されます。

県内において、シートベルト着用率が100%に満たないことから、着用の必要性・効果を訴え、正しい着用の徹底を周知することにより、交通安全意識の向上と交通事故発生時における被害の防止・軽減を目的としております。

町交通安全協会（井土川好



シートベルト調査を実施する会員

高会長）・母の会（添田喜美代会長）では、年に4回実施される交通安全運動に合わせ、シートベルト調査を実施しています。昨年度の町内の着用率は、年間の平均で、運転席が99・7%、助手席が96%、後部座席が43・9%となっており、後部座席の着用率がまだまだ低い状況となっています。

「交通安全は家庭から」、ご家族みんなで交通安全について話し合い、後部座席を含めた全ての座席でのシートベルト・チャイルドシート正しい着用を習慣づけ、悲惨な交通事故に遭わないように気をつけましょう。

▼問い合わせ先
総務課 ☎62-21111

